

職員の不祥事案に係る公表の取扱いの検証・見直し

1 これまでの取扱い

- これまで、職員の不祥事案が発生した場合、懲戒処分等の結果については「懲戒処分の公表について（平成17年11月制定）」に基づき公表を行ってきた。
- 一方で、懲戒処分等を行うまでの間については、公表の取扱いを定めたものはなく、個別事案ごとに対応してきた。
- これまでの取扱いの基本的な考え方は、以下のとおり。

《基本的な考え方》

- ① 県として事実関係の認定ができない場合
 - ア 逮捕時及び起訴時
 - 捜査機関から発表がある場合、これに対する知事のコメントを発表する。
 - イ 判決時
 - 裁判所において有罪判決が出された場合、これに対する知事のコメントを発表する。
- ② その他の場合
 - 速やかに懲戒処分を実施するにあたり、事案の概要及び処分の内容を公表する。

・・・別紙1参照

2 検証及び検討の視点

《最近の事案における対応》

- 職員が、山形県や宮城県内で逮捕された事案については、警察から発表があったため、県でも知事のコメントの発表や記者会見等の対応を行っていた。
- 一方、東京都内で逮捕された事案については、警察から発表がなかったため、県ではその段階では特に対応をしていなかった。
- 平成28年8月に痴漢行為により東京都内で逮捕された事案について、一審で有罪判決を受けるまでの約1年間、特に対応していなかったことに対して、県民から批判の声をいただいた。

県民からの声

- ・職員の逮捕事案については、氏名を伏せてでもいいから、逮捕時点で公表すべきではなかったか。
- ・職員が逮捕されたという事実を重く受け止めて、個人情報との兼ね合いを考えながら、説明責任を果たすべきではなかったか。

- こうしたことも踏まえて検討する必要がある。

・・・別紙2参照

《プライバシー保護の必要性》

- 不祥事を起こしたとして氏名が公表された場合、当事者にとっては取り返しのつかない非常に大きな被害を受けることとなる。
- このため、事実関係が確認できない段階では、プライバシーの保護に留意する必要がある。
- ただし、逮捕を行った警察等において氏名を公表するという判断をした場合は、県がプライバシー保護のために氏名を公表しないことの実益がないため、この限りではないと考えられる。

《他の都道府県における公表の取扱い》

- 他の都道府県における職員の逮捕等事案の公表の取扱いを調査した結果、本県と同様に、逮捕の段階では警察等からの発表がない場合は都道府県においても公表しないとの回答が多かった。（逮捕の段階で、警察等から発表がなくても都道府県において公表しているのは4団体のみ。）
- しかしながら、行政の説明責任を果たし県政に対する信頼を深める観点から、積極的に公表する方向で検討することが適当であると思料される。
- 公表する内容については、警察等からの発表がなくても逮捕があった事実を公表している4団体では、いずれも個人が識別されないものとなっている。

・・・別紙3参照

《職員が検挙された場合の取扱い》

- 警察が逮捕は行わず、任意で取り調べを行う場合もあるため、その場合の取扱いについても検討する必要がある。（法令で定義している用語ではないが、ここでは、任意での取り調べや検察への送致等を「検挙」と記する。）
- 逮捕については、刑事訴訟法上、「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるとき」や「現行犯人」について行うことができるとされており、非違行為が行われた蓋然性がある程度高い場合に行われるものと考えられる。
- これに対して、検挙の場合は、警察等において捜査を進めている段階であり、逮捕と同様に考えることはできない。また、他県の状況を見ると、警察等からの発表がなくても都道府県において逮捕があった事実を公表している4団体においても、検挙の段階では基本的には公表していない。
- このため、検挙の段階では公表はせず、捜査の結果、検察において起訴した段階で公表することが適当と思料される。

《交通事故の取扱い》

- 交通事故や交通法規違反によって略式起訴される場合もあるため、その場合の取扱いについても検討する必要がある。
- 他の都道府県の状況を調査した結果、交通事故・交通法規違反（飲酒・酒気帯び運転やひき逃げ等を除く。）について、略式起訴された段階で公表することを基本としている団体はなかった。

- 他団体の状況や県民の関心の度合いという観点から、交通事故については、飲酒・酒気帯び運転やひき逃げなど社会非難性の高い事案と、それ以外の事案（スピード違反や交通事故等）を分けて考えることが適当と思料される。

・・・別紙3参照

3 見直し（案）

- 上記を踏まえ、職員の不祥事事案に係る公表の取扱いについて、次のとおり見直すこととする。

《見直しのポイント》

- これまでは、警察等からの発表がない場合は県でも特に対応をしていなかったが、県行政の信頼性を確保する観点から、今後は、警察等からの発表がない場合であっても、職員が逮捕・起訴されたことを県が確認した場合は、速やかに、県から公表することとする。

《公表基準の策定》

- 取扱いを明確にするため、新たに「職員の不祥事事案に係る公表基準」を策定する。

職員の不祥事案に係る公表基準（案）

1 公表対象

- 職務上又は職務外を問わず、職員が非違行為により逮捕、起訴され又は有罪判決を受けた事案及び県が懲戒処分（地方公務員法第29条第1項に規定する免職、停職、減給若しくは戒告又は服務監督上の措置としての文書訓告をいう。以下同じ。）を行った事案を対象とする。

2 公表時期

（1）逮捕、起訴又は有罪判決

- 県が、職員が逮捕されたことを確認した場合は、速やかに公表する。
- 県が、職員が起訴されたことを確認した場合は、速やかに公表する。
ただし、
 - ・ 逮捕の段階で公表済みの事案
 - ・ 交通事故・交通法規違反に係る事案（飲酒・酒気帯び運転やひき逃げ等の社会非難性の高い事案を除く。）については、この限りでない。
- 県が、職員が有罪判決を受けたことを確認した場合は、速やかに公表する。
ただし、
 - ・ 逮捕又は起訴の段階で公表済みの事案
 - ・ 交通事故・交通法規違反に係る事案（飲酒・酒気帯び運転やひき逃げ等の社会非難性の高い事案を除く。）については、この限りでない。

（2）懲戒処分

- 懲戒処分を行った場合は、速やかに公表する。

3 公表方法

- 記者クラブへの資料提供（プレスリリース）その他適宜の方法による。
（事案の内容に応じて、部局長又は総合支庁長による記者会見を行う。）

4 公表内容

- 警察等において職員の氏名を公表した場合
 - ・ 当事者の所属、職名、氏名、年齢、性別
 - ・ 事案の概要
 - ・ 処分量定及び処分年月日（懲戒処分の場合）
 - 警察等において職員の氏名を公表しない場合
 - ・ 当事者の所属（※）、職位、年代、性別
 - ・ 事案の概要
 - ・ 処分量定及び処分年月日（懲戒処分の場合）
- ※ 部局・総合支庁の単位を基本とし、個人が識別されない内容とする。
（例：〇〇部、〇〇部出先機関、〇〇総合支庁）

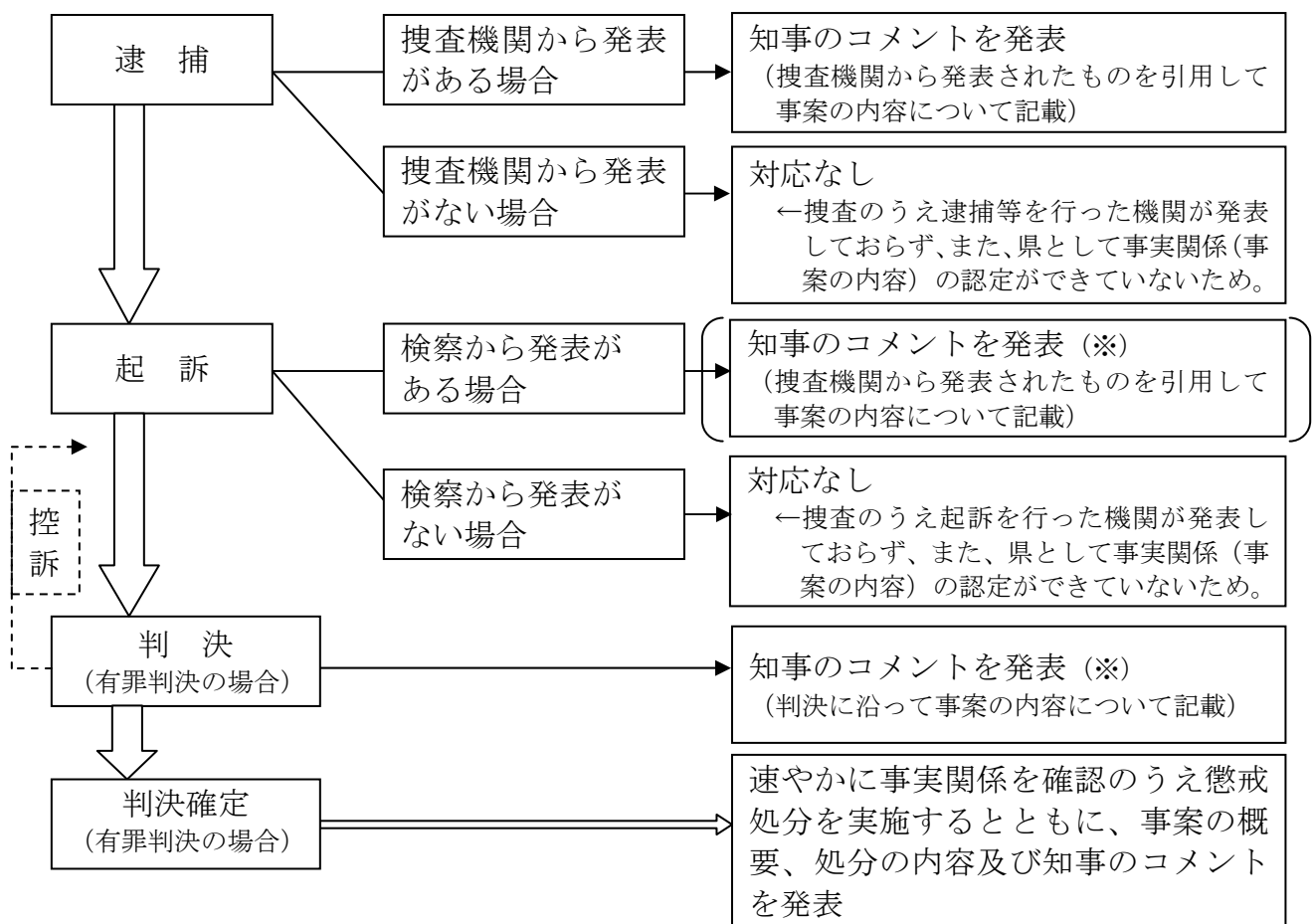
5 その他

- 事案の社会的影響、被害者又はその関係者のプライバシーへの影響等を勘案して、公表内容等について別途の取扱いをする場合がある。

これまでの職員の不祥事案に係る公表等の対応

刑事事件に係る主な手続の流れ

県における対応



※ 逮捕等時に知事のコメントを公表している場合を除く。

- ◆ いずれの段階においても、当事者からの事情聴取等により県として事実関係の認定ができ、司法処分の確定を待たずに懲戒処分の量定を判断できる場合は、速やかに懲戒処分を実施するとともに、事案の概要、処分内容及び知事のコメントを公表。

最近の事案における対応状況

No.	事案の概要	刑事手続き等	県の対応
1	酒酔い運転により県内で逮捕	H21. 7. 10 逮捕（発表有り）	⇒記者会見を実施
		H21. 7. 21 起訴	⇒ コメントを発表（※）
		H21. 8. 6 懲戒処分（免職）	⇒ 公表
2	痴漢により宮城県内で逮捕	H21. 7. 10 逮捕（発表有り）	⇒記者会見を実施
		H21. 7. 21 起訴	⇒ コメントを発表（※）
		H21. 8. 6 懲戒処分（停職1年）	⇒ 公表
3	器物損壊により東京都内で逮捕	H23. 5. 21 逮捕（発表なし）	-
		H23. 9. 15 略式起訴	-
		H23. 12. 26 懲戒処分（減給3月）	⇒ 公表
4	酒気帯び運転により県内で逮捕	H23. 8. 25 逮捕（発表有り）	⇒ コメントを発表
		H23. 9. 16 懲戒処分（免職）	⇒ 公表
		(起訴の有無は不明)	-
5	住居侵入により県内で逮捕	H23. 9. 8 逮捕（発表有り）	⇒ コメントを発表
		H23. 11. 21 略式起訴	-
		H23. 12. 26 懲戒処分（減給2月）	⇒ 公表
6	強要未遂、住居侵入及び窃盗により県内で逮捕	H27. 7. 4 逮捕（発表有り）	⇒ 記者会見を実施
		H27. 7. 24 起訴	⇒ コメントを発表（※）
		H27. 8. 25 懲戒処分（免職）	⇒ 公表
7	児童ポルノ製造により宮城県内で逮捕	H27. 8. 27 逮捕（発表有り）	⇒ 記者会見を実施
		H27. 9. 11 略式起訴	⇒ コメントを発表（※）
		H27. 10. 6 懲戒処分（停職1年）	⇒ 公表
8	占有離脱物横領（置引き）により県内で検挙	H27. 12. 22 検挙（発表なし）	-
		H28. 1. 4 懲戒処分（停職2月）	⇒ 公表
		H28. 1. 20 不起訴	-
9	傷害により県内で逮捕	H28. 1. 6 逮捕（発表有り）	⇒ コメントを発表
		H28. 2. 29 不起訴	-
		H28. 3. 29 懲戒処分（戒告）	⇒ 公表
10	痴漢により東京都内で逮捕	H28. 8. 13 逮捕（発表なし）	-
		H28. 11. 16 起訴	-
		H29. 8. 16 一審判決（有罪）	⇒ コメントを発表
		H29. 12. 26 二審判決（有罪）	⇒ コメントを発表（※）
		H30. 2. 9 懲戒処分（免職）	⇒記者会見を実施

※ マスコミからの求めに応じて、知事等のコメントを发出

(別紙3)

他の都道府県における公表の取扱い

(1) 職員の不祥事案に係る公表の取扱い (回答があった団体数: 40 団体)

		公表する	公表しない	事例がなく 取扱い未定	その他 (事例毎に異なる)
逮捕の段階	警察等から発表有り	22	12	1	5
	警察等から発表なし	4	25	5	6
起訴の段階	検察から発表有り	5	21	9	5
	検察から発表なし	1	26	7	6
判決の段階	有罪判決	6	20	9	5
	無罪判決	0	16	19	5

※ 山形県は網掛けの部分に該当

※ 「逮捕の段階」で「警察等から発表なし」の場合に「公表する」と回答した4 団体において、公表する内容はいずれも個人が識別されないものとなっている。

(2) 交通事故に係る公表の取扱い (回答があった団体数: 39 団体)

	検挙された段階	起訴された段階 (略式起訴を含む)	懲戒処分の段階
飲酒・酒気帯び運転やひき逃げ等の場合	公表: 13 非公表: 19 その他: 7	公表: 2 非公表: 30 その他: 7	公表: 39 非公表: 0 その他: 0
人身加害事故 (相手方死亡又は重傷) の場合	公表: 0 非公表: 30 その他: 9	公表: 0 非公表: 32 その他: 7	公表: 38 非公表: 0 その他: 1
人身加害事故 (相手方軽傷) や著しい速度超過 (30km/h以上の超過) の場合	公表: 0 非公表: 34 その他: 5	公表: 0 非公表: 33 その他: 6	公表: 38 非公表: 1 その他: 0

※ 山形県は網掛けの部分に該当

※ 「その他」は、「逮捕が伴う場合に公表」、「ケースバイケースで対応」、「事例なし」等

職員が逮捕された場合の県への報告義務について (参考)

1 現状

- 山形県職員服務規程第21条の規定により、勤務中に職務遂行に関して事故が発生したときはすみやかに所属長に報告するよう義務付けている。
- 運用上、勤務外であっても逮捕されるような事案があれば報告するよう求めているが、規程等により報告義務を明文化したものは無い。

山形県職員服務規程

第21条 職員は、勤務中に、当該職務の遂行に関して事故が発生したときは、すみやかにその内容を所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

- なお、交通事故については、「職員の交通事故に伴う事務処理要綱」(総務部長通知)第3条の規定により、職務上又は職務外を問わず、道路交通法第72条第1項に規定する処置を講じた後、直ちに所属長に報告するよう義務付けている。

職員の交通事故に伴う事務処理要綱

第3条 交通事故を起こした職員は、道路交通法第72条第1項に規定する処置を講じた後、直ちに電話等の方法により所属長に対し事故報告をしなければならない。

道路交通法

第72条第1項 交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。(以下略)

2 報告義務の明文化

- 職員の逮捕事案等をより確実に把握するとともに、職員に対し自らの行為が県組織全体に与える影響を認識させ、服務規律を遵守する意識を高めるため、勤務外の事故(逮捕事案等)について、職員から所属長への報告義務を明文化することとする。

⇒山形県職員服務規程を改正